

「神奈川県高等学校就職問題検討会議」の申し合わせについて

関係行政機関及び関係業界団体等で構成する神奈川県高等学校就職問題検討会議は、新規高等学校卒業予定者の就職機会の確保と職業紹介が円滑に推進されるよう、必要な事項の検討・協議の結果、令和8年度においては下記のとおり確認・申し合わせる。

記

1 採用選考等の日程について

- (1) 求人の申込みは、6月1日以降に管轄公共職業安定所に提出すること。
- (2) 求人票の返戻及び求人者が行う求人票の学校への送付等は7月1日以降とすること。
- (3) 学校が行う求人者への推薦開始は9月5日以降とすること。
- (4) 求人者による採用選考・選考結果の通知は9月16日以降とすること。

2 求人の申込み手続きについて

求人者は、6月1日から管轄公共職業安定所に求人申込書を提出し、7月1日以降に管轄公共職業安定所から返戻された受理印の押印のある求人票により、7月1日以降に学校へ求人票の送付等を行うこと。

3 文書募集について

文書募集は、7月1日以降次の条件に留意した上で行うこと。

- (1) 公共職業安定所へ申込みを行った求人であること。
- (2) 求人者管轄公共職業安定所名・求人番号を記載すること。
- (3) 求人票の記載内容と異なる内容のものでないこと。
- (4) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

4 応募前職場見学について

生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択ができることを目的としているため、できる限り受け入れること。実施時期は夏期休業期間中とするなど、授業や学校行事等の日程に影響の少ない時期とすること。応募前職場見学は採用選考と異なることから、参加の有無を採否の判断基準に含めないこと。また、応募書類や連絡先等の提出を求めること、採用選考に直接つながる質問、内定と受け取られるような発言をしないこと。

5 応募書類について

学校は、生徒の推薦に際し、厚生労働省、文部科学省及び全国高等学校長協会の協議のもとに定められた「全国高等学校統一応募用紙（履歴書（応募書類その1）・調査書（応募書類その2））」を使用すること。また、求人者は、全国高等学校統一応募用紙以外の提出は求めないこと。

なお、履歴書については、生徒が手書き又はパソコン等での作成を選択するものとする。また、調査書については、学校がパソコン等で作成するものとする。

ただし、履歴書の作成方法について、求人者の意向が求人票裏面の補足事項欄において明示さ

れている場合は、当該求人者の意向を踏まえて作成するものとする。

6 求人者への応募について

(1) 推薦開始は、9月5日以降とすること。

(2) 選考開始は、9月16日以降とすること。

なお、選考開始日からは1人1社制の応募・推薦とするが、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認める。

(3) 他都道府県の企業に応募・推薦する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。

7 採用選考及び採否結果の通知について

求人者は、採用選考期日、場所、採否結果等を決定次第直ちに学校及び学校を通じて応募者に文書をもって通知すること（採否にあたっては求人票記載の日数厳守）。

なお、不採用者の応募書類は速やかに学校あて返送すること。

8 採用内定後の提出書類について

求人者は、入社日までは「入社承諾書」以外の書類の提出を求めないこと（真に必要な書類等を除く）。

9 就業開始時期について

生徒は、卒業するまでは学業優先であり、また、3月末まで学校に籍があることから、就業開始日（実習・研修含む）はできる限り4月1日以降とすること。

令和8年3月6日

神奈川県高等学校就職問題検討会議

一般社団法人 神奈川県経営者協会

一般社団法人 神奈川県商工会議所連合会

神奈川県商工会連合会

神奈川県中小企業経営者協会

神奈川県中小企業団体中央会

一般社団法人 神奈川経済同友会

神奈川県立学校長会議専門学科部会

神奈川県市立高等学校長会

一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会

神奈川県産業労働局労働部

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課

神奈川県教育委員会教育局指導部

横浜市教育委員会学校教育部

川崎市教育委員会学校教育部

神奈川労働局職業安定部